特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎	項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周防大島町長

公表日

令和7年7月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	周防大島町(以下「町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を山口県と共同して構築している。
	周防大島町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正
	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の山口県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照合 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等の他業務システムとの連携
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省第85号)第35条の規定により機構に対して事務の一部を委任するため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイ	(ル名
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1. 行政于続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

・第30条の10

・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

・第30条の12 (通知都道府里以外の都道府里の区域内の市町村の執行機関への太人確認情報の提供)

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	総務部 総務課			
②所属長の役職名	総務課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求			
請求先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話:0820-74-1007			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話:0820-74-1007			
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		5]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		16年12月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和	16年12月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ι重点項目評価書又 ————————————————————————————————————	は全項目評価書において、リスクタ	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	3) 課題が残されている 住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、特定個人情報を取り扱う事務については、複数人での確認を行うようにしている。 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。②移行データ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。				

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 「 十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	関防大島町における措置 (7)物理的安全管理措置 ・年度ことにアクセス可能な職員について名簿の作成 ・入退館管理・10カード認証 2辻核的安全管理措置 ・住民民誌・ステムへのアクセス時におけるID、静脈認証装置による二要素認証 ・分影オ・カークンと認防された庁内ネ・ルケーク 3彩行作業時に関する措置 ・経氏氏誌・ステムへのアクセス時における指置 ・ 18行作業時に関する措置 ・ 18行作業時に関する措置 ・ 18行作業時に関する措置 ・ 18行作業時に関する計置 ・ 18行作業時に関する計置 ・ 18行作業時に関する計画 ・ 18行作業時に対している課題としたといる課題とした。 ・ 18行作業時に関する計画 ・ 18行作業時に対している情報 ・ 18行作業時に対していませた。 ・ 18年間・ 18年